

令和5年5月30日

出入国在留管理庁

20. 過去1年間に臨時班に入った難民審査参与員の人数
21. 難民審査における不服申立て処理件数のうち、迅速な処理が可能かつ相当なものの件数

(回答)

○ 令和4年の不服申立て処理数のうち、「迅速な処理が可能かつ相当な事件」が重点的に配分された臨時班に構成された参与員が関与した事件数は、3,065件であり、当該参与員は合計13名である。

○ 「迅速な処理が可能かつ相当な事件」については、基本的には、上記事件数(3,065件)と同じ数になるが、例外的に、「迅速な処理が可能かつ相当な事件」として臨時班に配分されたものの、対面審査が行われる場合や常設班に配分替えがされることがあり、そのような場合には若干の変動がある。

「迅速な処理が可能かつ相当な事件」として臨時班に配分されたものの、参与員の判断により、対面審査が行われたものや常設班に配分替えがされたものについて調査したところ、令和4年中に、少なくとも5件あったことを確認している。

(注) 本資料の記載の数値は、入管法改正の審議に資するため、当庁の保有する関係記録から確認できる範囲で、取り急ぎ集計した速報値

令和5年5月30日

出入国在留管理庁

22. 令和4年末送還忌避者のうち日本で育った18歳未満の者295人の者の家族（両親、祖父母、兄弟姉妹）の人数、難民認定申請の回数別の内訳、日本に上陸した又は日本で出生したときからの期間

（回答）

○ 295人の家族（父親、母親、兄弟姉妹）の人数

・ 父親	98人
・ 母親	163人
・ 18歳以上の兄弟姉妹	37人
合計	296人（延べ298人）

（※1）同一人で、二つの区分に該当する者が2人いるため、重複を除くと合計296人

（※2）父親、母親、兄弟姉妹が送還忌避者である場合を計上

（※3）兄弟姉妹が18歳未満の場合は、18歳未満の送還忌避者295人に含まれるため除外

○ 295人及びその家族（父親、母親、兄弟姉妹）296人の難民認定申請回数別の内訳

・ 0回	172人
・ 1回	65人
・ 2回	207人
・ 3回	117人
・ 4回	27人
・ 5回	3人

○ 295人及びその家族（父親、母親、兄弟姉妹）296人が日本に上陸した又は日本で出生したときから令和4年末までの期間

・ 1年未満	2人
・ 1年以上2年未満	2人
・ 2年以上3年未満	10人
・ 3年以上5年未満	33人
・ 5年以上7年未満	91人
・ 7年以上10年未満	163人
・ 10年以上	290人

23. 過去1年間に新たに送還忌避者となった者の数及び送還忌避者ではなくなった者の数

（回答）

○ 令和4年末送還忌避者のうち、過去1年間（令和4年中）に新たに送還忌避者となった者 1,522人

○ 令和3年末送還忌避者のうち、過去1年間（令和4年中）に送還忌避者でなくなった者 513人

（注）本資料記載の数値は、入管法改正の審議に資するため、当庁の保有する関係記録から確認できる範囲で、取り急ぎ集計した速報値